

基本構想（素案）及び基本計画（素案） 新旧対照表

資料 5 1

※ 第9回総合計画審議会（H30.3.30）終了後 修正版

御意見欄の見方について

【審議会】審議会からの御意見 ⇒ 御意見の詳細は、【資料52】に記載

【特別】総合計画検討特別委員会（H30.2.6）からの御意見 ⇒ 御意見の詳細は、【資料53】に記載

1 基本計画（素案）追加諮問分「基本計画推進のために」の修正等（平成30年1月30日版からの変更点）

| No. | <旧> 諮問案 該当ページ | <新> 資料50 該当ページ | <旧> 基本計画(素案)※追加諮問分 【諮問案(H30.1.30版)】 | <新> 基本構想(素案)・基本計画(素案) 【H30.4.20版】 | 考え方(案) | 御意見 |
|-----|--|---|--|--|---|---------------|
| 1 | P.2 図表Ⅳ-1 | P.24 図表Ⅱ-1 |  <p>評価結果を踏まえ、事業の改善を図ります。</p> <p>毎年度、実施計画を策定し、予算を構成します。</p> <p>行政評価により、毎年度の取組の成果や進捗状況を把握・分析します。</p> <p>実施計画に基づき、さまざまな事業を実施します。</p> |  <p>評価結果を踏まえ、事業の改善を図ります。</p> <p>毎年度、実施計画を策定し、予算を構成します。</p> <p>行政評価により、毎年度の取組の成果や進捗状況を把握・分析します。</p> <p>実施計画に基づき、さまざまな事業を実施します。</p> | 図表の矢印をPlan（計画）から始まるように示す必要があるという御意見を踏まえ、矢印の始点を修正。 | 【審議会】 No.1 |
| 2 | P.3 Ⅳ. 基本計画推進のために 1.基本計画の進行管理 (2) Checkの考え方 (第1段落) | P.25 Ⅱ. 基本計画推進のために 1.基本計画の進行管理 (2) Checkの考え方 (第1段落) | 基本計画では、各施策の到達目標を共有するとともに、その目標をどれだけ達成できているかを客観的に評価するための指標である「施策指標」を設定しています。 | 基本計画では、各施策の取組の目標や方向性を共有するとともに、実施した取組の成果や進捗状況を客観的に評価するため、「施策指標」を設定しています。 | 「Check（評価）の考え方」における施策等に関する記述内容を明確にすべき等の御意見を踏まえ、文章を修正。 | 【特別】 No.5 |
| 3 | P.3 Ⅳ. 基本計画推進のために 1.基本計画の進行管理 (2) Checkの考え方 (第2段落) | P.25 Ⅱ. 基本計画推進のために 1.基本計画の進行管理 (2) Checkの考え方 (第2段落) | 市民意識指標については、基本計画の見直しの際などに、必要に応じて進捗状況を確認し、実施した取組の成果を、市民の意識や満足度などの観点から把握・分析するものとして活用します。 | 市民意識指標は、まちづくりのさまざまな場面に関わる市民の意識や行動、満足度などの観点から、実施した取組の成果を把握・分析するために活用します。 | 市民意識指標の説明について、「市民意識指標（体系別）」（基本計画（素案）H29.12.21版 P.41）の表現と一致していないという御意見を踏まえ、文章を修正。 ※No.43と同様 | 【特別】 No.2 |

| No. | <旧> 諮問案 該当ページ | <新> 資料50 該当ページ | <旧> 基本計画(素案)※追加諮問分 【諮問案(H30.1.30版)】 | <新> 基本構想(素案)・基本計画(素案) 【H30.4.20版】 | 考え方(案) | 御意見 |
|-----|---|--|---|--|---|----------------------|
| 4 | P.3 IV. 基本計画推進のために 1.基本計画の進行管理 (2) Check の考え方 ●2つ目 | P.25 II. 基本計画推進のために 1.基本計画の進行管理 (2) Check の考え方 (施策指標) | ● 施策指標は、「成果指標」または「活動指標」のうち、取組の成果や進捗状況をできるだけわかりやすく、客観的に評価できるものを設定することとします。 ・成果指標・・・取組を行った結果、実現した成果を表す指標 ・活動指標・・・取組をどれだけ行ったか、活動量を示す指標 | (施策指標) ● 施策指標は、取組を行うことで実現する成果や、目標に向けて取組をどれだけ行うかの活動量などを指標とし、取組の成果や進捗状況をできるだけわかりやすく、客観的に評価できるものを設定することとします。 | 「成果指標」及び「活動指標」に関する説明がわかりにくい等の御意見を踏まえ、文章を修正。 | 【特別】 No.3 No.6 |
| 5 | P.3 IV. 基本計画推進のために 1.基本計画の進行管理 (2) Check の考え方 ●4つ目 | P.25 II. 基本計画推進のために 1.基本計画の進行管理 (2) Check の考え方 (市民意識指標) | ● 基本計画の見直しや次期総合計画の策定の際、その他必要に応じて、市民意識指標の進捗状況を確認します。 | (市民意識指標) ● 市民意識指標は、市民の意識や行動、満足度などを指標として設定します。基本計画の見直しや次期総合計画の策定の際、その他必要に応じて、市民意識指標の進捗状況を確認します。 | No.3及びNo.4の修正に伴い、文章を整理するため修正。 | - |
| 6 | P.4 図表Ⅳ-2 | P.26 図表Ⅱ-2 | 図表Ⅳ-2  | 図表Ⅱ-2  | 図表の各分野に「など」が多く表記されていて見づらいという御意見を踏まえ修正。 | 【特別】 No.8 |

| No. | <旧> 諮問案 該当ページ | <新> 資料50 該当ページ | <旧> 基本計画(素案)※追加諮問分 【諮問案(H30.1.30版)】 | <新> 基本構想(素案)・基本計画(素案) 【H30.4.20版】 | 考え方(案) | 御意見 |
|-----|---|--|--|---|--|-----------------|
| 7 | P.5 IV. 基本計画推進のために 3.取組を進めるための3つの視点 | P.20 基本構想 V. 施策の大綱 取組の視点 | <p>3. 取組を進めるための3つの視点 さまざまな課題に対応し、効果的・効率的な取組を進めるためには、以下の3つの視点から取組を行うことが重要です。</p> <p>(1) 分野を超えた連携 総合計画では、分野ごとに取り組むべき施策を体系化して示しています。しかし、実際の市民生活における問題や課題は、複数の行政分野にわたる複雑な要因から生じている場合があり、1つの行政分野における取組だけで解決できるとは限りません。そのような課題に的確に対応し、より効果的な取組を行うため、分野横断的な連携に努めます。</p> <p>(2) 市民と行政との協働 (～略～)</p> <p>(3) 地域の特性を生かしたまちづくり (～略～)</p> | <p>取組の視点</p> <p>視点1 <u>【分野を超えた連携】</u> 総合計画では、分野ごとに取り組むべき施策を体系化して示しています。しかし、実際の市民生活における問題や課題は、複数の行政分野にわたる複雑な要因から生じている場合があり、1つの行政分野における取組だけで解決できるとは限りません。そのような課題に的確に対応し、より効果的・効率的に取組を進められるよう、必要に応じて横断的かつ柔軟な体制を構築するなど、いわゆる縦割りにとらわれず総合的な視点をもったまちづくりに努めます。</p> <p>視点2 <u>【市民と行政との協働】</u> (～略～)</p> <p>視点3 <u>【地域の特性を生かしたまちづくり】</u> (～略～)</p> | <p>分野を超えた連携の視点に関して具体的に示すべき等の御意見を踏まえ、文章を修正。 また、取組を進めるための視点等の掲載順に関する御意見や、基本構想及び基本計画の全体調整に伴い、基本構想と基本計画で分けて掲載していた内容を統合したうえで、構成を変更。</p> | 【特別】 No.9～13 |
| 8 | P.6 IV. 基本計画推進のために 4.財政運営の基本方針 (1) 財政運営の基本方針 | P.27 II. 基本計画推進のために 3.財政運営の基本方針 (1) 財政運営の基本方針 | <p>(1) 財政運営の基本方針 今後、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増大や、公共施設の老朽化対策に要する経費の増大などにより、財政状況が厳しくなっていくことが見込まれます。そのような中でも、財政の健全性の維持と将来への必要な投資の両立を図ることが重要です。そのため、効果的・効率的な事業展開を行うとともに、新たな課題や市民ニーズに的確に対応できるよう、事業の選択と集中を図りながら弾力性のある財政構造の維持・向上に努めます。また、本市の魅力や強みが増すようなまちづくりを進めるための必要な投資を行いながら、将来世代に過度な財政負担を残さないよう計画的な財政運営を行います。</p> | <p>(1) 財政運営の基本方針 今後、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増大や、公共施設の老朽化対策に要する経費の増大などにより、財政状況が厳しくなっていくことが見込まれます。そのような中でも、基本計画に基づく取組を着実に実行していくため、財政の健全性の維持と将来への必要な投資の両立を図りながら持続可能な財政運営を行います。</p> | <p>総合計画の推進は健全な財政運営があつてのことであることを書いた方がよいという御意見を踏まえ、文言を追加。 また、全体的な示し方の変更(No.9～11参照)に伴い、方針と目標の記述内容を整理するため、文章を削除。</p> | 【特別】 No.15 |

| No. | <旧> 諮問案 該当ページ | <新> 資料50 該当ページ | <旧> 基本計画(素案)※追加諮問分 【諮問案(H30.1.30版)】 | <新> 基本構想(素案)・基本計画(素案) 【H30.4.20版】 | 考え方(案) | 御意見 |
|-----|--|---|---|--|--|---|
| 9 | P.6 IV. 基本計画推進のために 4.財政運営の基本方針 (2) 目標 | P.27 II. 基本計画推進のために 3.財政運営の基本方針 (2) 目標 | (2) 目標 ① 経常収支比率 弾力性のある財政構造を確保する観点から、経常収支比率は95%以下を目標とします。 | (2) 目標 ① 市民ニーズに柔軟に対応できる財政構造を維持します。 経常的な収入に対して、義務的経費（扶助費、人件費、公債費）などの固定的な費用が占める割合が高まると、財政構造の弾力性が乏しくなり、社会経済状況の変化に対応した本市独自の取組を行う余裕がなくなります。市民ニーズに柔軟に対応できる財政運営を行えるよう、効果的・効率的に事業を実施するとともに、事業の選択と集中を図り、弾力性のある財政構造の維持に努めます。 ◆ 経常収支比率 95%以下（平成28年度 95.6%） | 目標の考え方や根拠を示すべき等の御意見を踏まえ、目標の考え方がわかりやすくなるよう、全体的に示し方等を修正。 | 【審議会】 No.5 No.7～10 【特別】 No.15～ 17 No.22 |
| 10 | P.6 IV. 基本計画推進のために 4.財政運営の基本方針 (2) 目標 | P.27 II. 基本計画推進のために 3.財政運営の基本方針 (2) 目標 | ② 財政調整基金の残高 将来の財政需要や急激な経済情勢の変化、大規模災害の発生などに備える観点から、財政調整基金の残高については概ね100億円を確保することを目標とします。 | ② 継続して安定的な財政運営を行うための備えを確保します。 経済状況の変化による収入の減少、災害の発生に伴う支出の増加などに対応し、継続して安定的な財政運営ができるよう、財政調整基金（年度間の財源の不均衡を調整するための基金）の確保に努めます。 ◆ 財政調整基金の残高 概ね100億円を確保（平成28年度 106.3億円） | No.9と同様 | 【審議会】 No.5 No.7～10 【特別】 No.15～ 17 No.22 |

| No. | <旧> 諮問案 該当ページ | <新> 資料50 該当ページ | <旧> 基本計画(素案)※追加諮問分 【諮問案(H30.1.30版)】 | <新> 基本構想(素案)・基本計画(素案) 【H30.4.20版】 | 考え方(案) | 御意見 |
|-----|---|--|---|--|---|---|
| 11 | P.6 Ⅳ. 基本計画推進のために 4.財政運営の基本方針 (2) 目標 | P.27 Ⅱ. 基本計画推進のために 3.財政運営の基本方針 (2) 目標 | <p>③ 市債管理 将来世代への過度な財政負担の抑制と必要な投資との両立を図る観点から、適正な市債管理に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公債費比率は10%以下とします。 ● 市債残高は、標準財政規模以下とします。 ● 臨時財政対策債などの赤字地方債については、発行を極力抑制します。 | <p>③ 将来世代への過度な財政負担を抑制しながら、本市の魅力の維持・向上を図るための必要な投資を行います。 今後、公共施設の老朽化対策を行いながら、本市の魅力や強みが増すようなまちづくりを進めるための投資を進めていく必要があります。そのような中でも、将来世代に過度な財政負担を残さないよう、適正な市債管理に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 公債費比率 10%以下 (平成28年度 7.5%) ◆ 市債残高の標準財政規模に対する割合 100%以下 (平成28年度 66.2%) ◆ 赤字地方債の発行は、極力抑制 (平成28年度 発行なし) | No.9と同様 | 【審議会】 No.5 No.7~10 【特別】 No.15~ 17 No.22 |
| 12 | P.8 (参考) 【附属資料】 地域の特性 (第1段落) | P.78 附属資料 Ⅱ. 地域の特性 (第1段落) | <p>本市は、地域ごとにさまざまな特性をもち、それぞれの地域が抱える課題にも違いがあります。地域の特性を生かした魅力あるまちづくりを進めるとともに、さまざまな課題を解消していくため、地域ごとの特性や課題を把握・分析する必要があります。また、さまざまな取組を進めるにあたっては、必要に応じて、小学校区単位やブロック単位など、地域の実情に応じた圏域設定を検討する必要があります。</p> | <p>基本構想「Ⅴ. 施策の大綱」では、「地域の特性を生かしたまちづくり」を取組の視点の1つとしています。本資料では、地域の特性を生かしたまちづくりを進めるにあたっての参考として、各分野で共通して把握しておくべき地域に関する基礎的な情報をまとめます。</p> | 何を明らかにするための附属資料が明確に分かるようにすべきという御意見や、附属資料の位置付けがわからないという御意見等を踏まえ、文章を修正。 | 【審議会】 No.13 【特別】 No.24 No.25 |

| No. | <旧> 諮問案 該当ページ | <新> 資料50 該当ページ | <旧> 基本計画(素案)※追加諮問分 【諮問案(H30.1.30版)】 | <新> 基本構想(素案)・基本計画(素案) 【H30.4.20版】 | 考え方(案) | 御意見 |
|-----|--|------------------------------------|--|---|---|--|
| 13 | P.8 (参考)【附属 資料】 地域の特性 (第2段落) | P.78 附属資料 Ⅱ. 地域の特性 (第2段落) | ここでは、参考として、市域を一定の生活圏域などを考慮した6つのブロックに分けて、各地域の特性を示しています。 | 取組を進めるにあたっては、必要に応じて、 <u>地域の実情に応じた圏域設定を行うこととしており、各分野の個別計画等では、取組内容に応じて小学校区や中学校区、ブロック単位など、さまざまな圏域が設定されています。ここでは、地域に関する基礎的な情報をまとめるにあたり、参考として、市域を一定の生活圏域などを考慮した6つのブロックに分けて示します。</u> | 参考として6つのブロックで地域の特性を示していることをそのまま理解してもらうのは難しく、工夫して書くべきという御意見や、主だった施策のブロック分けについて示すべきという御意見等を踏まえ、文章を追加。 | 【審議会】 No.12 【特別】 No.23 No.28 |
| 14 | - | P.78 附属資料 Ⅱ. 地域の特性 | - | (追加) ※基本構想「V. 施策の大綱」取組の視点より 抜粋 視点3【地域の特性を生かしたまちづくり】(基本構想「V. 施策の大綱」取組の視点より抜粋) 本市は、歴史的な面影を残す地域や、計画的に住宅開発や道路・公園などの整備が進められた地域、工業や商業が集積する地域など、さまざまな特性をもった地域から成り立っています。地域の特性を生かした魅力あるまちづくりを進めることにも、さまざまな課題を解消していくため、地域ごとの特性や課題を把握することが重要です。 地域の実情に応じた圏域設定を行い、地域の特性や課題を把握・分析しながら取組を進めるなど、地域の特性を生かしたまちづくりに努めます。なお、圏域設定は、小学校区単位や、一定の生活圏域を伝統的に区分するブロック単位などを、柔軟に組み合わせて行うこととします。 | No.12の修正に伴い、基本構想「V. 施策の大綱」取組の視点視点3【地域の特性を生かしたまちづくり】の文章を抜粋して掲載。 | 【審議会】 No.13 【特別】 No.24 No.25 |

基本構想（素案）及び基本計画（素案） 新旧対照表

※ 第9回総合計画審議会（H30.3.30）終了後 修正版

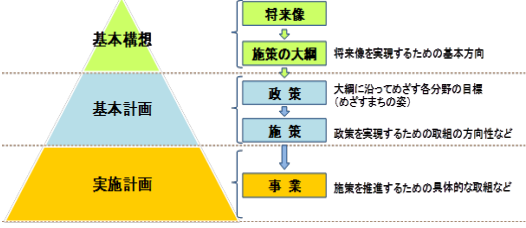
御意見欄の見方について

【審議会】審議会からの御意見 ⇒ 御意見の詳細は、【資料52】に記載

【特別】総合計画検討特別委員会(H30.2.6)からの御意見 ⇒ 御意見の詳細は、【資料53】に記載

2 基本構想（素案）及び基本計画（素案）の全体調整に係る修正等（平成30年2月28版からの変更点）

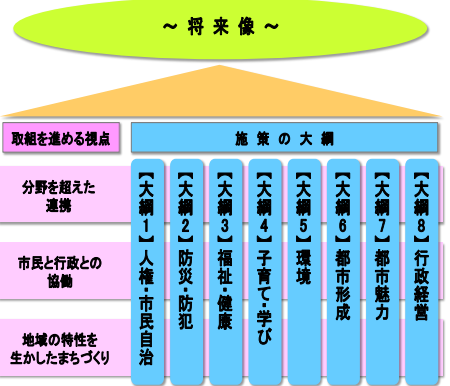
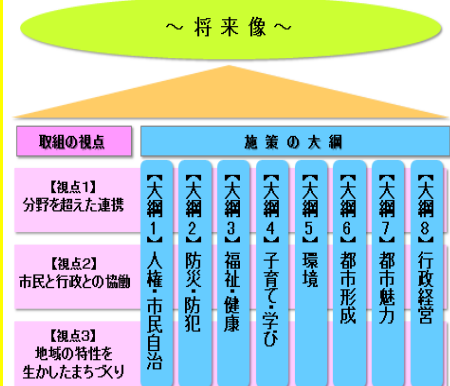
| No. | <旧> 資料41 該当ページ | <新> 資料50 該当ページ | <旧> 基本構想(素案)・基本計画(素案) 【H30.2.28版】 | <新> 基本構想(素案)・基本計画(素案) 【H30.4.20版】 | 考え方(案) | 御意見 |
|-----|----------------------|----------------------|--|--|---|-----|
| 15 | 全体 | 全体 | (構成) ●序論 I. 策定の趣旨 II. 策定の背景 ●基本構想 I. 総合計画の位置づけと役割 II. 総合計画の構成と期間 III. 吹田市の将来像 IV. 施策の大綱 ●基本計画 I. 体系図 II. 政策・施策 III. 市民意識指標（体系別） IV. 基本計画推進のために ●附属資料 | (構成) ●基本構想 I. 策定の趣旨 II. 総合計画の概要 III. 策定の背景 IV. 吹田市の将来像 V. 施策の大綱 ●基本計画 I. 体系図 II. 基本計画推進のために III. 政策・施策 IV. 市民意識指標（体系別） ●附属資料 | 基本構想及び基本計画の全体調整に伴い、全体の構成を変更。 ※詳細は、資料47参照 | - |

| No. | <旧> 資料41 該当ページ | <新> 資料50 該当ページ | <旧> 基本構想(素案)・基本計画(素案) 【H30.2.28版】 | <新> 基本構想(素案)・基本計画(素案) 【H30.4.20版】 | 考え方(案) | 御意見 |
|-----|---|---|---|---|--|----------------|
| 16 | P.11 基本構想 Ⅱ. 総合計画の 構成と期間 1.計画の構成 | P.4 基本構想 Ⅱ. 総合計画の 概要 2.計画の構成 図表Ⅱ-1 | - | (追加) 図表Ⅱ-1 計画の構成  | 施策の記述内容等に関する御意見を踏まえ、施策の大綱、政策、施策のそれぞれの関係性等がわかりやすくなるよう図表を追加。 | 【特別】 No.38 |
| 17 | P.6 序論 Ⅱ. 策定の背景 2. 吹田市の特徴 (4) 複合型都市 | P.9 基本構想 Ⅲ. 策定の背景 2. 吹田市の特徴 (4) 複合型都市 | 本市は、(～略～)発展してきました。一方、江坂駅周辺では卸売・小売業などの店舗や企業の集積がみられます。 本市に住む就業者の6割が市外へ通勤する一方、市内の事業所で働く人の5割以上が他市から通勤しており、本市の昼間人口は夜間人口と大きく差がありません。 このように本市は、住宅都市としての性格を備えながら、大阪市などの周辺都市からの通勤者を受け入れるなど、商業・業務機能をあわせ持った複合型都市となっています。 | 本市は、(～略～)発展してきました。一方、江坂駅周辺では卸売・小売業などの店舗や企業の集積がみられるとともに、市内には多くの大学が立地しています。このように、本市は住宅都市でありながら、多くの企業や大学などを有する複合型都市といえます。 <u>そのため、本市に住む就業者の6割が市外へ通勤する一方、市内の事業所で働く人の5割以上が他市から通勤してきています。また、通学で市外に出る人よりも、通学で本市に来る人が多くなっています。</u> | 流入・流出人口に関する記述や図表の意図がわかりにくい等の御意見を踏まえ、本文を修正。 | 【審議会】 No.14 |

| No. | <旧> 資料41 該当ページ | <新> 資料50 該当ページ | <旧> 基本構想(素案)・基本計画(素案) 【H30.2.28版】 | <新> 基本構想(素案)・基本計画(素案) 【H30.4.20版】 | 考え方(案) | 御意見 |
|-----|---------------------------------------|--|--|--|--|----------------|
| 18 | P.7 序論 図表Ⅱ-2 | P.10 基本構想 図表Ⅲ-2 | <p>図表Ⅱ-2 流入・流出人口の様子</p> | <p>図表Ⅲ-2 通勤・通学の様子</p> | <p>流入・流出人口に関する記述や図表の意図がわかりにくい等の御意見を踏まえ、図表名を修正。</p> | 【審議会】 No.14 |
| 19 | P.13 基本構想 Ⅲ. 吹田市の将来像 2. 将来人口 | P.11 基本構想 Ⅲ. 策定の背景 3. 人口の推移と将来人口の推計 | <p>2. 将来人口 本市の人口は、近年、住宅の再開発を背景に増加し続けています。(～略～)また、高齢者の単独世帯についても、増加していくことが予測されます。 <u>中長期的な人口動向の予測を踏まえたうえで、本計画の目標年次である平成40年度(2028年度)の人口は39万人と想定し、各分野の取組を進める必要があります。</u></p> | <p>3. 人口の推移と将来人口の推計 本市の人口は、近年、住宅の再開発を背景に増加し続けています。(～略～)また、高齢者の単独世帯についても、増加していくことが予測されます。</p> | <p>構成変更に伴い、表題を修正するとともに、記述内容を整理するため本文の文章を一部削除。</p> | - |

| No. | <旧> 資料41 該当ページ | <新> 資料50 該当ページ | <旧> 基本構想(素案)・基本計画(素案) 【H30.2.28版】 | <新> 基本構想(素案)・基本計画(素案) 【H30.4.20版】 | 考え方(案) | 御意見 |
|-----|--|--|--|---|---|----------------|
| 20 | P.12 基本構想 Ⅲ. 吹田市の将来像 1. 将来像 (第1段落) | P.14 基本構想 Ⅳ. 吹田市の将来像 1. 将来像 (第1段落) | 1. 将来像 豊かなみどりに彩られた良好な生活環境。充実した医療・教育・研究環境と産業の集積。歴史と文化が息づくまちなみ。 吹田市は、昭和15年(1940年)に市制を施行して以降、先人のたゆまぬ努力のもと、多様な機能を兼ね備えた魅力ある住宅都市として深みを増しながら発展してきました。 | 1. 将来像 豊かなみどりに彩られた良好な生活環境。充実した医療・教育・研究環境と産業の集積。歴史と文化が息づくまちなみ。活発な市民活動に裏付けられる高い市民力・地域力。 吹田市は、昭和15年(1940年)に市制を施行して以降、先人のたゆまぬ努力のもと、暮らし全般において魅力ある住宅都市として深みを増しながら発展してきました。 | まちづくりには市民や地域の取組が重要である等の御意見を踏まえ、文言を追加。また、将来像について、全体的に記載内容や表現を整理するため文章を修正。 | 【審議会】 No.15 |
| 21 | P.12 基本構想 Ⅲ. 吹田市の将来像 1. 将来像 (第2段落) | P.14 基本構想 Ⅳ. 吹田市の将来像 1. 将来像 (第2段落) | かつて本市は「ビールと操車場のまち」と呼ばれました。東洋一といわれた吹田操車場の跡地では、北大阪健康医療都市(健都)として、世界をリードする健康都市をめざした取組が進んでいます。日本初のニュータウンである千里ニュータウンは、まちびらきから50年以上が経過しましたが、(～略～)また、日本万国博覧会の感動の面影を残した自然豊かな万博記念公園は、市民が誇りを抱く憩いの場となっており、市立吹田サッカースタジアムなども建設され、新たな活気を見せています。 | かつて本市は「ビールと操車場のまち」と呼ばれました。東洋一といわれた吹田操車場跡地は、北大阪健康医療都市(健都)に生まれ変わり、健康寿命の延伸をめざした先進的な取組が進められようとしています。日本初のニュータウンである千里ニュータウンは、まちびらきから50年以上が経過した現在も、(～略～)また、日本万国博覧会の感動の面影を残した自然豊かな万博記念公園は、市民が誇りを抱く憩いの場となっているとともに、ガンバ大阪の本拠地である市立吹田サッカースタジアムなども建設され、市内外から多くの人々が訪れています。こうした地域資源は、本市のみならず北摂全体の活力と魅力を高める財産といえます。 | これまでの審議経過を踏まえ、北大阪健康医療都市(健都)の取組や万博記念公園周辺の活気等は、本市のみならず北摂全体の魅力であるという視点を盛り込むため文章を修正。また、将来像について、全体的に記載内容や表現を整理するため文章を修正。 | - |
| 22 | P.12 基本構想 Ⅲ. 吹田市の将来像 1. 将来像 (第3段落) | P.14 基本構想 Ⅳ. 吹田市の将来像 1. 将来像 (第3段落) | 我が国の多くの市町村では、人口が減少しはじめていますが、本市では現在も人口が増加しています。しかし、(～略～)さらに、高度経済成長期のころに集中的に整備された公共施設の老朽化への対応は、全国的に困難な課題となっているなど、長期的な視点をもったまちづくりが一層求められています。 | 多くの都市で人口減少が進む中、本市の人口は現在も増加しています。しかし、(～略～)さらに、高度経済成長期に集中的に整備された学校や道路、上下水道などの公共施設の老朽化対策がピークを迎えようとしています。そのような中でも、まちの魅力の維持・向上を図りながら、多様化・複雑化している市民ニーズや超高齢社会の課題などにも柔軟に対応し、市民の暮らしを支えていかなければなりません。 | インフラ施設を含めて「公共施設」であることがわかるように示すべきという御意見を踏まえ、文章を修正。また、将来像について、全体的に記載内容や表現を整理するため文章を修正。 | 【審議会】 No.17 |

| No. | <旧> 資料41 該当ページ | <新> 資料50 該当ページ | <旧> 基本構想(素案)・基本計画(素案) 【H30.2.28版】 | <新> 基本構想(素案)・基本計画(素案) 【H30.4.20版】 | 考え方(案) | 御意見 |
|-----|--|--|--|--|--|-------------------------|
| 23 | P.12 基本構想 Ⅲ. 吹田市の将来像 1. 将来像 (第4段落) | P.14 基本構想 Ⅳ. 吹田市の将来像 1. 将来像 (第4段落) | 多くの市民は、だれもが安心安全で快適に暮らせるまちを望んでいます。一方で、市民のライフスタイルや価値観が多様化・個別化してきているなか、柔軟できめ細やかに市民ニーズに対応するためには、市民一人ひとりが尊重される環境を整え、これまで以上に、市民と行政との協働による取組など市民自治の理念に基づいたまちづくりを進めていくことが重要です。 | そのためには、市民と行政とがそれぞれの役割と責任のもと、地域の課題の解消に向けた取組を進めることが重要です。これまで以上に、協働の取組を促進するなど、市民一人ひとりが尊重される市民自治の理念に基づいたまちづくりを進める必要があります。また、近隣自治体、企業、大学などとの連携を強化しながら、長期的な視点をもってまちづくりを進める必要があります。 | 協働について、地域の取組を支えるとともに、行政のやるべきことを考えていくという視点から記載すると良いのではないかな等の御意見を踏まえ、文章を修正。また、将来像について、全体的に記載内容や表現を整理するため文章を修正。 | 【審議会】 No.15 No.16 |
| 24 | P.12 基本構想 Ⅲ. 吹田市の将来像 1. 将来像 (第5段落) | P.14 基本構想 Ⅳ. 吹田市の将来像 1. 将来像 (第5段落) | そして、子育て、教育、福祉、医療、防災、環境、産業など、それぞれの分野の地域資源と強みを生かした、総合力の高いまちづくりは本市の最大の魅力です。変化の激しい時代であっても、これらの魅力を確実に将来世代へつなぐ必要があります。本計画の目標年次である10年後よりもさらに先の未来を見据えたくて、さまざまな課題に対応するための施策を実行し、市民がすこやかに安心して暮らし続けられるまちをめざします。 | これまで、高い市民力・地域力がまちづくりの原動力となり、さまざまな地域資源を生かしながら、温かく豊かなまちがつくられてきました。変化の激しい時代であっても、未来を見据えてさまざまな課題に対応するための施策を実行し、まちの魅力や強みをさらに高めながら、確実に将来世代へつなぎ、だれもが安心してすこやかに快適に暮らし続けられるまちをめざします。 | 市民の暮らしは、第一に安心があり、その上で、すこやか、快適に暮らせる環境ができているという前提で考えるべき等の御意見を踏まえ、文章を修正。また、将来像について、全体的に記載内容や表現を整理するため文章を修正。 | 【審議会】 No.18 |
| 25 | P.15 基本構想 図表Ⅲ-3 | P.16 基本構想 図表Ⅳ-1 | 図表Ⅲ-3 吹田市の将来空間 | 図表Ⅳ-1 都市空間の方向性 | 文言整理のため、修正。 | - |
| 26 | P.16 基本構想 Ⅳ. 施策の大綱 | P.17 基本構想 Ⅴ. 施策の大綱 | めざすべき将来像を実現するため、各分野における今後の取組の方向性を施策の大綱とし、総合的かつ計画的なまちづくりを進めます。 | 将来像を実現するための基本方向を、8つの分野に分けて「施策の大綱」として示します。また、すべての分野に共通する3つの視点を「取組の視点」として示します。 | 基本構想及び基本計画の全体調整に伴い、記述内容を整理するため、文章を修正。 | - |

| No. | <旧> 資料41 該当ページ | <新> 資料50 該当ページ | <旧> 基本構想(素案)・基本計画(素案) 【H30.2.28版】 | <新> 基本構想(素案)・基本計画(素案) 【H30.4.20版】 | 考え方(案) | 御意見 |
|-----|---|--|---|---|--|----------------------|
| 27 | P.16 基本構想 IV. 施策の大綱 | P.17 基本構想 V. 施策の大綱 |  |  | 基本構想及び基本計画の全体調整に伴い、文言整理のため修正。 | - |
| 28 | P.20~21 基本計画 I. 体系図 | P.22~23 基本計画 I. 体系図 | (体系図) ※大綱、政策、施策を体系図として掲載 | (体系図) ※大綱、政策、施策の体系図に、将来像、実施計画、取組の視点を追加 | 基本構想及び基本計画の全体調整に伴い、基本計画の内容だけでなく、総合計画全体の関係性がわかる体系図に修正。 | - |
| 29 | P.22~58 基本計画 II. 政策・施策 政策1-1~ 政策8-1 目標 | P.30~67 基本計画 III. 政策・施策 政策1-1~ 政策8-1 目標 | <p>目標 政策1-1 市民一人ひとりの人権が尊重され、だれもが 対等な社会の構成員として平和に安心して暮ら せるまちをめざします。</p> <p>※以降、政策8-1まで同様の趣旨で修正</p> | <p>目標(めざすまちの姿) 政策1-1 市民一人ひとりの人権が尊重され、だれもが 対等な社会の構成員として平和に安心して暮ら せるまち</p> <p>※以降、政策8-1まで同様の趣旨で修正</p> | 政策の目標について「・・・まち」という体言止めにするのが良い等の御意見を踏まえ、表現を修正するとともに、基本構想及び基本計画の全体調整に伴い、政策の目標を「めざすまちの姿」として整理。 | 【特別】 No.32~ 34 |

| No. | <旧> 資料41 該当ページ | <新> 資料50 該当ページ | <旧> 基本構想(素案)・基本計画(素案) 【H30.2.28版】 | <新> 基本構想(素案)・基本計画(素案) 【H30.4.20版】 | 考え方(案) | 御意見 |
|-----|--|--|--|---|---------------------------------|-----|
| 30 | P.30 基本計画 Ⅱ. 政策・施策 政策1-1 現状と課題 (第2段落) | P.30 基本計画 Ⅲ. 政策・施策 政策1-1 現状と課題 (第2段落) | 人権尊重の意識の高まりは国際的な潮流となっており、本市においてもさまざまな啓発活動や人権教育などに取り組んでいます。しかし、差別や偏見などの人権侵害の事例は依然として見られるとともに、LGBTなど性的少数者に対する配慮なども課題となっており、人権問題の解消に向けた取組を一層進めていく必要があります。 | 人権尊重の意識の高まりは国際的な潮流となっており、本市においてもさまざまな啓発活動や人権教育などに取り組んでいます。しかし、差別や偏見などの人権侵害の事例は依然として見られるとともに、LGBTなど性的マイノリティの人に対する配慮なども課題となっており、人権問題の解消に向けた取組を一層進めていく必要があります。 | 個別計画（人権施策基本方針）の表現と統一するため修正。 | - |
| 31 | P.31 基本計画 Ⅱ. 政策・施策 政策1-1 施策1-1-2 | P.31 基本計画 Ⅲ. 政策・施策 政策1-1 施策1-1-2 | さまざまな人権問題の解消に向け、あらゆる機会を通じて、人権に関する啓発や教育を行うとともに、性的少数者に対する配慮など新たな人権課題に取り組めます。また、人権問題に関して悩みや不安を抱える市民に対し、相談などの支援を行います。 | さまざまな人権問題の解消に向け、あらゆる機会を通じて、人権に関する啓発や教育を行うとともに、性的マイノリティの人に対する配慮など新たな人権課題に取り組めます。また、人権問題に関して悩みや不安を抱える市民に対し、相談などの支援を行います。 | | |
| 32 | P.35 基本計画 Ⅱ. 政策・施策 政策2-1 施策2-1-1 | P.35 基本計画 Ⅲ. 政策・施策 政策2-1 施策2-1-1 | 自然災害などさまざまな危機事象に、迅速かつ的確に対応するため、防災協定の締結などを含む関係機関との連携を進め、情報伝達体制や災害対応力などの強化を図ります。また、「BCP（業務継続計画）」の策定、業務継続マネジメントの推進に取り組めます。 | 自然災害などさまざまな危機事象に、迅速かつ的確に対応するため、防災協定の締結などを含む関係機関との連携を進め、情報伝達体制や災害対応力などの強化を図ります。また、災害時にも、優先すべき行政サービスが適切に提供できるように、業務継続体制の充実を図ります。 | 業務継続計画の策定による時点更新に伴い、文章を修正。 | - |
| 33 | P.35 基本計画 Ⅱ. 政策・施策 政策2-1 | P.35 基本計画 Ⅲ. 政策・施策 政策2-1 | 関連する主な個別計画 ○地域防災計画 ○国民保護計画 | 関連する主な個別計画 ○地域防災計画 ○国民保護計画 ○業務継続計画 | 業務継続計画の策定による時点更新に伴い、個別計画の名称を追加。 | - |

| No. | <旧> 資料41 該当ページ | <新> 資料50 該当ページ | <旧> 基本構想(素案)・基本計画(素案) 【H30.2.28版】 | <新> 基本構想(素案)・基本計画(素案) 【H30.4.20版】 | 考え方(案) | 御意見 |
|-----|--|--|---|---|--|---------------|
| 34 | P.32 基本計画 Ⅱ. 政策・施策 政策3-2 現状と課題 (第3段落) | P.40 基本計画 Ⅲ. 政策・施策 政策3-2 現状と課題 (第3段落) | そのような中、障がい者それぞれの状況に応じて、地域で安心して暮らしていけるよう、生涯にわたる切れ目のない相談・支援体制を構築する必要があります。また、障がい者に対する就労支援や働きやすい環境を整えるための啓発を進めるなど、障がい者の社会参加を促進する必要があります。 | そのような中、障がい者それぞれの状況に応じて、地域で安心して自立した暮らしを送ることができるよう、生涯にわたる切れ目のない相談・支援体制を構築する必要があります。また、障がい者に対する就労支援や働きやすい環境を整えるための啓発を進めるなど、障がい者の社会参加を促進する必要があります。 | 障がい者の自立支援についての記述がないように捉えられるという御意見を踏まえ、自立支援の方向性がわかりやすくなるよう、文言を追加。 | 【特別】 No.43 |
| 35 | P.34 基本計画 Ⅱ. 政策・施策 政策3-3 現状と課題 (第1段落) | P.42 基本計画 Ⅲ. 政策・施策 政策3-3 現状と課題 (第1段落) | 少子高齢化や核家族化の進展、地域での人と人のつながりの希薄化などにより、介護の悩みを抱える人や、子育てに不安を抱える人、経済的に困窮している人など、支援を必要とする人が増えています。(～略～) | 少子高齢化や核家族化の進展、地域での人と人のつながりの希薄化などにより、本市においても、介護の悩みを抱える人や、子育てに不安を抱える人、経済的に困窮している人など、支援を必要とする人が増えています。(～略～) | | |
| 36 | P.34 基本計画 Ⅱ. 政策・施策 政策3-3 現状と課題 (第2段落) | P.42 基本計画 Ⅲ. 政策・施策 政策3-3 現状と課題 (第2段落) | 行政の取組だけでは、住民の暮らしを全面的に支えることはできず、住民同士の助け合い活動が重要です。地域住民の暮らしに寄り添って支える地区福祉委員会活動や民生委員・児童委員活動などの地域福祉活動への支援を強化しながら、住民の地域福祉活動への参加を促進する必要があります。 | 行政の取組だけでは、住民の暮らしを全面的に支えることはできず、住民同士の助け合い活動が重要です。本市では、さまざまな地域福祉活動が活発に行われています。一方で、少子高齢化の進展や地域コミュニティの希薄化などにより、活動を担う人材の育成が課題となっています。地域住民の暮らしに寄り添って支える地区福祉委員会活動や民生委員・児童委員活動などの地域福祉活動への支援を強化しながら、住民の地域福祉活動への参加を促進する必要があります。 | 記述内容が抽象的に感じる、また、課題についての具体的な記述がないため、わかりにくいという御意見を踏まえ、文章を修正。 | 【特別】 No.44 |

| No. | <旧> 資料41 該当ページ | <新> 資料50 該当ページ | <旧> 基本構想(素案)・基本計画(素案) 【H30.2.28版】 | <新> 基本構想(素案)・基本計画(素案) 【H30.4.20版】 | 考え方(案) | 御意見 |
|-----|--|--|--|--|---|---------------|
| 37 | P.34 基本計画 Ⅱ. 政策・施策 政策3-3 現状と課題 (第3段落) | P.42 基本計画 Ⅲ. 政策・施策 政策3-3 現状と課題 (第3段落) | また、生活困窮者などへの就労支援、保健・医療、福祉などの総合的な生活保障の充実を図る必要があります。関係機関との連携を強化しながら、支援体制の充実を図るとともに、相談窓口の周知などを進める必要があります。 | また、生活困窮者などへの就労支援、保健・医療、福祉などの総合的な生活保障の充実を図る必要があります。住民が抱えるさまざまな暮らしの課題の解決に向け、関係機関との連携を強化しながら、支援体制の充実を図るとともに、相談窓口の周知などを進める必要があります。 | 記述内容が抽象的に感じる、また、課題についての具体的な記述がないため、わかりにくいという御意見を踏まえ、文章を修正。 | 【特別】 No.44 |
| 38 | P.35 基本計画 Ⅱ. 政策・施策 政策3-3 施策指標3-3-1 | P.43 基本計画 Ⅲ. 政策・施策 政策3-3 施策指標3-3-1 | 福祉避難所支援ボランティアの事前登録者数 | 福祉避難所の支援を行うボランティアの人数 | 取組内容の方針変更のため、指標名を修正。 「福祉避難所支援ボランティア事前登録制度」を市が立ち上げることはせず、新たに締結した「災害に対する吹田市と吹田市社会福祉協議会の相互支援に関する協定」に基づき、災害ボランティア個人登録を活用し、支援ボランティアの確保に努めることとなったため。 | - |
| 39 | P.37 基本計画 Ⅱ. 政策・施策 政策3-4 施策指標3-4-2 | P.45 基本計画 Ⅲ. 政策・施策 政策3-4 施策指標3-4-2 | 3-4-2 健康増進広場など健都の施設を活用した運動プログラムや健康イベント等の年間実施件数 現状値：0件 (H28年度) | 3-4-2 健康増進広場など健都の施設を活用した運動プログラムや健康イベント等の年間実施件数 現状値：0件 (H30年度事業開始) | 【施策指標】について、現状「0」となっているもののうち、今後、事業を開始するものがあれば、「0年事業開始」と書く方が、「0」としている意味が伝わるという御意見を踏まえ修正。 | 【特別】 No.45 |
| 40 | P.37 基本計画 Ⅱ. 政策・施策 政策3-4 | P.45 基本計画 Ⅲ. 政策・施策 政策3-4 | 関連する主な個別計画 ○健康すいた21 ○国民健康保険データヘルズ計画 ○「健康・医療のまちづくり」基本方針 | 関連する主な個別計画 ○健康すいた21 ○国民健康保険データヘルズ計画 | 各分野の個別計画を書かれているが、その中に計画と言えないものが含まれているため整理すべきという御意見を踏まえ修正。 | 【特別】 No.8 |

| No. | <旧> 資料41 該当ページ | <新> 資料50 該当ページ | <旧> 基本構想(素案)・基本計画(素案) 【H30.2.28版】 | <新> 基本構想(素案)・基本計画(素案) 【H30.4.20版】 | 考え方(案) | 御意見 |
|-----|--|--|---|--|--|---------------|
| 41 | P.42 基本計画 Ⅱ. 政策・施策 政策4-3 現状と課題 (第1段落) | P.50 基本計画 Ⅲ. 政策・施策 政策4-3 現状と課題 (第1段落) | 近年、核家族化の進展、地域社会とのつながりや人間関係の希薄化などにより、家庭や地域における教育力が低下しています。また、いじめや不登校、引きこもりなどが社会問題となっているとともに、青少年を巻き込む犯罪などへの不安が高まっています。 | 近年、核家族化の進展、地域社会とのつながりや人間関係の希薄化などによる、家庭や地域における教育力の低下が懸念されます。また、いじめや不登校、引きこもりなどが社会問題となっているとともに、青少年を巻き込む犯罪などへの不安が高まっています。 | 教育力の低下について、各家庭に踏み込んで言い切るべきではないという御意見を踏まえ修正。 | 【特別】 No.46 |
| 42 | P.59 基本計画 Ⅱ. 政策・施策 政策8-1 | P.67 基本計画 Ⅲ. 政策・施策 政策8-1 | 関連する主な個別計画 ○公共施設総合管理計画 ○公共施設最適化計画 ○情報化推進計画 ○人材育成基本方針 ○職員体制計画 | 関連する主な個別計画 ○公共施設総合管理計画 ○公共施設最適化計画 ○情報化推進計画 ○人材育成基本方針 ○職員体制最適化計画 (暫定版) | 個別計画の名称が変更になったことにより修正。 | - |
| 43 | P.60 基本計画 Ⅲ. 市民意識指標 | P.68 基本計画 Ⅳ. 市民意識指標 | <u>将来像の実現に向け、まちづくりのさまざまな場面に関わる市民意識や市民の行動、満足度などを市民意識指標として設定します。4年に1回を基本に市民意識調査を実施し、市民意識指標の進行管理を行い、実施した取組の成果や進捗状況の把握・分析の参考とします。</u> | <u>市民の意識や行動、満足度などを市民意識指標として設定します。市民意識指標は、さまざまな施策や政策を実現することで向上をめざします。</u> | 市民意識指標の説明について「基本計画推進のために」（基本計画（素案）追加諮問分H30.1.30版P.3）の表現と一致していないという御意見を踏まえ、文章を修正。 ※No.3と同様 | 【特別】 No.2 |